

平塚市小規模保育事業の認可に係る行政指導指針

目次

第1章 総則（第1条から第6条まで）

第2章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業A型（第7条から第8条まで）

第2節 小規模保育事業B型（第9条）

第3節 小規模保育事業C型（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨・目的）

第1条 この行政指導指針は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第10項に規定する小規模保育事業について、法第34条の15第2項及び第3項の規定に基づき平塚市長が設置を認可するに当たり、平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号。以下「基準条例」という。）に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させ、もって児童の心身の健やかな育成を図るため、当該認可の申請をする者に対して共通して行う行政指導の内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この行政指導指針において使用する用語は、法及び基準条例において使用する用語の例による。

（基本的要件）

第3条 小規模保育事業の認可は、平塚市子ども・子育て支援事業計画を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための指針（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）第三の二の2の（二）の（2）「市町村の認可に係る需給調整の考え方」を踏まえ、市が必要と認めた場合に行うものとする。

（設置主体の要件）

第4条 設置認可の申請者が 社会福祉法人及び学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）以外の者の場合は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1） 設置者が次の要件のいずれにも該当し、小規模保育事業を経営するために必要な経済的基礎があること。

ア 小規模保育事業の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること。

イ 小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座

預金等により有していること。

- (2) 財務内容が適正であること。なお、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (3) 小規模保育事業の経営者（法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。
- (4) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとし、ア及びイのいずれにも該当するか又はウに該当すること。ただし、イについては、事業者の事業規模等、必要に応じて課するものとする。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び市が支援をする法第59条の2に規定する認可外保育施設（以下、「認可外保育施設」という。）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業の運営に関し、当該小規模保育事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

- 2 次の各号に掲げる者は、前項第1号アの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて小規模保育事業を設置することができる。

- (1) 既設法人（設置認可申請の際、既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人をいう。以下同じ。）が小規模保育事業の用に供する不動産（次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得て登記しなければならないこと。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃借期間が賃貸借契約において10年以上とされているとき

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交

通事業者等の信用力の高い主体であるとき

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

ウ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(2) 既設法人以外の社会福祉法人が小規模保育事業の用に供する土地（小規模保育事業が、都市部等土地の取得が極めて困難な地域、又は都市部等地域以外の地域であって緊急に小規模保育事業の整備が求められている地域にある場合であって、次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該土地に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得て登記しなければならないこと。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合その他安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

イ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

ウ 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(3) 社会福祉法人以外の者が小規模保育事業の用に供する土地又は建物（次の要件に該当する場合に限る。）

ア 当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得て登記しなければならないこと。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合に限り、地上権又は賃借権の登記を要しない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされているとき。

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であるとき、

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と10,000,000円（1年間の賃借料が10,000,000円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該小規模保育事業が安定的に運営可能と市長が認めた額の合計額の資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。（ただし、10,000,000円（1年間の賃借料が10,000,000円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該小規模保育事業が安定的に運営可能と市長が認めた額については、地上権又は賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設

であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で減額することができる。）

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(苦情への対応)

第5条 基準条例第22条第1項に規定する必要な措置について、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該小規模保育事業所の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させるよう努めなければならない。

2 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

(保育の内容の評価)

第6条 基準条例第6条第4項に規定する評価は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める福祉サービス第三者評価事業によるものとする。

第2章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第7条 小規模保育事業所A型には、基準条例第28条各号に定めるもののほか、次の設備を設ける。

- (1) 事務室及び職員休憩室
- (2) 調乳室及び沐浴室

(小規模保育事業A型の長の資格)

第8条 小規模保育事業A型の長（専従の管理者であって、運営費における管理者設置加算の対象となる者をいう。）は、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、保育所、保育所を除く児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所等及び認可外保育施設において常勤（1日6時間以上かつ月20時間以上の勤務実績があるものに限る。）として2年以上勤務した経験又はその他の児童福祉事業（児童福祉若しくは障害児福祉のための事業であって、主として就学前の児童を対象とする通所又は入所のためのものに限る（直接児童の処遇に携わる職務であることを要しない。）。国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に2年以上従事した経験を有する者であって、常時保育所の運営管理の業務に専念し、適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 保育士資格を有すること。
- (2) 社会福祉主事、児童福祉司等の適当な資格を有していること。
- (3) 社会福祉主事資格認定講習会又は社会福祉法人全国社会福祉協議会主催の社会福祉施設長資格認定講習会又は社会福祉法人日本保育協会主催の保育所長を対象にした

研修会のいずれかの課程を修了していること。

第2節 小規模保育事業B型

(準用)

第9条 第7条の規定は、小規模保育事業所B型について準用する。この場合において、第7条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、「基準条例第28条」とあるのは「基準条例第32条で準用する基準条例第28条」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第8条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業C型

(準用)

第10条 第7条の規定は、小規模保育事業所C型について準用する。この場合において、第7条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」と、「基準条例第28条」とあるのは「基準条例第33条」と読み替えるものとする。

2 第8条の規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第8条見出し及び同条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業C型」と読み替えるものとする。

附 則

この行政指導指針は、決裁の日（平成30年5月7日）から施行する。